

○田川広域水道企業団田川市水道事務所水道事業給水装置の構造の基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第5条に定めるもののほか、給水装置の構造の基準を定めるものとする。

(給水装置)

第2条 給水装置とは、給水管並びにこれに直結する止水栓、水道メーター、給水栓及びこれらに附属する用具を備えたものをいう。

(給水装置の材質)

第3条 給水装置の材質は、令第5条に定める基準に適合する材質を使用しなければならない。

2 企業長は、田川広域水道企業団田川市水道事業給水条例（平成31年条例第28号）第6条第2項に規定する設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材質が令第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

3 企業長は、前項の規定により、企業長が求めた証明がされないときは、当該材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(受水タンクの設置)

第4条 次に定める場合には、受水タンクを設けなければならない。

- (1) 配水管の水圧が所要圧に比べ不足するとき。
- (2) 配水管の水量が所要水量に比べ不足するとき。
- (3) 一時的に多量の水を必要とするとき。
- (4) 常時一定の水量を必要とするとき。
- (5) その他企業長が必要と認めたとき。

2 受水タンクを設置する場合は、汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置を設けなければならない。

(給水管の口径及び分水等)

第5条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮し、かつ、分岐しようとする配水管の口径より小さいものでなければならない。

2 配水管に分水孔を設ける場合は、鑄鉄管及びビニール管については30センチメートル

ル以上の間隔をとり、配水管中の異形管には取付口を設けてはならない。

(給水管の埋設)

第6条 給水管の埋設は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 国道、県道、市道及び町道内は、当該道路管理者の指示による。
- (2) 鉄道用地内及び軌道下横断については、当該施設の管理者の指示による。
- (3) 私道内は、60センチメートル以上とする。
- (4) 宅地内は、30センチメートル以上とする。
- (5) 前各号の規定により難いときは、企業長が別に指示するものとする。

(止水栓の設置)

第7条 止水栓は、給水装置ごとに設置し、その位置は、企業長が定める。

(水道メーターの設置)

第8条 水道メーターは、分岐箇所にもっとも近い私有地内で点検しやすく、常に乾燥し、汚水が入らず損傷のおそれがない場所に設置しなければならない。

(給水管の設置)

第9条 給水管は、企業団の設置した水道管以外の水管その他水道水が汚染するおそれのある用具又は機器と直接連結してはならない。

- 2 給水管にポンプを直接連結してはならない。
- 3 給水装置の末端用具及び装置は、逆流及び停滞水等を生じるおそれのないものでなければならない。
- 4 水洗便器の給水装置は、その給水装置又は水洗便器にタンク又は真空破壊装置を備える等逆流の防止に必要な措置を講じなければならない。
- 5 防火水槽、受水タンク、プール等の給水管の出口は、落とし込みとし、その位置は、満水位面よりその管径の2倍以上の高さとする。
- 6 給水管に停滞空気が生じるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

(給水管の防護)

第10条 給水装置は、令第5条に規定するもののほか、次に掲げる防護措置を講じなければならない。

- (1) 給水管が側溝、暗きよ等を横断するときは、その施設の下に埋設しなければならない。ただし、やむを得ず横断するときは、給水管が損傷しないよう措置を講じ、

かつ、高水位面以上の高さに布設しなければならない。

(2) 便槽又は素掘側溝等汚染の恐れのある場所に給水管を接近して布設するときは、企業長が指示する保護工を施さなければならない。

第11条 この規程により難いものについては、その都度企業長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。